

○法 務 省
厚生労働省 令第六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九
条第二号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一
部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

法 務 大 臣 上 川 陽 子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成
二十九年 法 務 省 令第一号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線
を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>		
<p>附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四条を加える。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 (特定就労活動に従事した者に関する特例)</p> <p>第四条 特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>ト 第三号技能実習に係るものである場合には、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一年以上一年未満の</p> </td> </tr> </table>	<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合には、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一年以上一年未満の</p>	<p>附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二条を加える。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合には、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一年以上一年未満の</p>		

期間帰国してから特定就労活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

(2) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

（旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置）

第五条 旧特定就労活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「旧特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、第二号技能実習の終了後本国に一

ト 次のいずれかに該当すること。
(1) 旧特定就労活動（法務大臣

（新設）

月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。
（の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
(2) 第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。